

議員提出議案第4号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年12月21日

提出者	瑞穂町議会議員	村山正利
賛成者	〃	榎本義輝
〃	〃	石川修
〃	〃	小山典男
〃	〃	原隆夫
〃	〃	山崎栄

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の180」を「100分の175」に、
「100分の195」を「100分の190」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の10」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧		
<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="213 1061 778 1115"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> (令和3年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 <u>令和3年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の10」とする。</u></p>	略	<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の180</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1061 1388 1115"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p>	略
略			
略			